

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
株式会社 フソウ	東京都中央区新川1-23-5	

2. 指名停止措置期間 令和元年5月30日 ~ 令和元年11月29日 (6箇月間)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)フソウの使用人が、福岡県築上郡築上町発注工事の入札において、平成31年4月3日、談合の容疑で逮捕された。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第6号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)